



写

全タク連発第54号
令和2年5月25日

厚生労働大臣
加藤勝信様

一般社団法人

全国ハイヤー・タクシートランカーズ社
会長 川鍋朝三



雇用調整助成金の特例措置期間の延長について（要望）

平素より当連合会の業務につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルスによる影響は、ハイヤー・タクシー事業におきましても極めて深刻であり、特に観光客の激減、イベントの中止、テレワークの推進、外出の自粛要請などにより、タクシーによる輸送人員、営業収入が激減するという甚大な影響を受けております。

タクシー事業者はこうした状況の下、雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を継続しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点から、国から事業継続要請を受けて日夜必死に努力を続けております。

つきましては、現在6月30日までとされている雇用調整助成金の特例措置に関しまして、新型コロナウイルスによる問題が一段落するまでの間、特例措置を延長していただきますように強く要望いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。